

群馬県立県民健康科学大学看護学部臨床教授等の称号付与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学における看護学部（以下「本学部」という。）の臨地教育に協力する医療機関等の優れた指導者に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨地教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師、臨床助教（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は、本学部の臨地実習等の指導に協力する医療機関等（以下「実習等協力機関」という。）に所属する臨地実習の指導等に当たる者に付与する。

(選考手続き)

第4条 臨床教授等の選考は、本学部教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考基準等)

第5条 臨床教授等に選考できる者は、専門看護師、認定看護師、保健師助産師看護師実習指導者講習会修了等の資格又はこれらと同等の能力を有する者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 臨床教授は、原則として、修士以上の学位を有し、教育・研究・実務等の経験が20年以上の者

(2) 臨床准教授は、原則として、修士以上の学位を有し、教育・研究・実務等の経験が15年以上の者

(3) 臨床講師は、原則として教育・研究・実務等の経験が10年以上の者

(4) 臨床助教は、原則として教育・研究・実務等の経験が5年以上の者

(職務)

第6条 臨床教授等は、本学部及び所属する実習等協力機関において、本学部学生に対する臨地実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨地実習指導等は、本学部と実習等協力機関との協議の上、作成された学生の臨地教育カリキュラムに従い行うものとする。

(称号を付与する期間)

第7条 臨床教授等の称号の付与は、臨地実習指導者等に従事する年度毎に行う。た

だし、期間の更新は妨げない。

(報酬)

第8条 臨床教授等の称号の付与に伴う報酬は支給しない。

(通知)

第9条 臨床教授等の称号の付与は、学長が別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(称号付与の取り消し)

第10条 臨床教授等の称号を付与された者が、その称号を保持するのに適当でないと認められた場合は、学長は本学部教授会の意見を聴いて、称号の付与を取り消すことができる。

(雑則)

第11条 この規程で定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は、本学部教授会の意見を聴いて、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式

第 号

氏 名 様

群馬県立県民健康科学大学看護学部臨床教授（臨床准教授、臨床講師、臨床助教）の称号を付与する。

ただし、称号付与の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

群馬県立県民健康科学大学長 氏 名 印